



基賃発0425第5号  
令和6年4月25日

全国商工会連合会  
事務局長 佐々木 淳 殿

厚生労働省労働基準局賃金課長

「配偶者手当」の在り方の検討に関する周知について（協力依頼）

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会保障制度とともに、パートタイム労働で働く配偶者の「就業調整」の要因となっていると指摘されている「配偶者手当」については、厚生労働省に「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」を設置し、労使においてその在り方の検討を行うための背景、課題等を整理するとともに、個々の企業において見直しを行う場合の留意事項等を示すことを目的として検討を行い、平成28年4月11日に報告書（参考）が取りまとめられているところです。

厚生労働省では、同報告書を踏まえ、「配偶者手当」の在り方の検討に向けた周知用リーフレット（別添）を作成しております。つきましては、同報告書の趣旨を御理解の上、傘下の団体等に対する「配偶者手当」の在り方の検討に関する周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。